



2018年2月 No.24

## 企業不祥事の公表に関する近時の動向

弁護士 眞武 慶彦

### 品質不正事件の公表の急増

相次ぐ日本企業の品質不正事件を受けて、日本経済団体連合会は2017年12月に会員企業等に対して品質管理に係る自主的な不正調査と発覚した不正事案の報告及び公表を求めています<sup>1</sup>、その結果として5件の事案が報告されたことが報道されています<sup>2</sup>。その直後にも品質不正事件の公表は続いており、この問題の根深さが浮き彫りになるとともにこれまでに公表が行われた事案はまだ氷山の一角でしかない可能性もあらわれています。もっとも、1年以上前に企業内で把握されていた品質不正行為を最近の品質問題に対する社会の関心の高まり等を受けて公表するに至ったとされるケースもあるように、どのような場合にどのような内容の公表を行うべきかについては必ずしも明確な基準があるわけではなく、多くの企業の開示・広報ご担当者がお悩みのことと思います。日本経済団体連合会へ報告されたとされる5件の事案についても、各社による公表の有無や方法は同じではなく、一連の品質不正事件を契機として、企業不祥事の公表の実務にも変化の兆候が見受けられます。そこで、企業不祥事に係る公表の要否の判断要素を以下のとおり3段階に分けて考えます。

### 法令や規則上の開示義務があれば公表は必須

まず、法令上の開示義務があると判断されれば選択の余地はありません。上場会社の不祥事が重要な発生事実に該当するために当該上場会社が適時開示義務を負う場合がその典型であり、例えば当該事実による連結売上高の減少見込額が直前会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上であるなど、上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実については適時開示が必要となります（有価証券上場規程第402条第2号x）。上場会社の子会社の不祥事の場合にも同様の要件があります（同第403条第2号l）。しかし、不祥事発覚の初期段階ではその財務インパクトを予測することは非常に困難であることがほとんどです。当該事実が、適時開示が必要な事実に該当しないことが明らかでない場合を含めて投資判断に及ぼす影響が重要な場合には適時開示が必要とされているところではありますが<sup>3</sup>、実務上は具体的な影響額を算定しがたいあらゆる不祥事について適時開示が行われているわけではなく、有価証券上場規程上の適時開示の要件が決め手となって事案初期の公表の判断を行うことは実務上多くありません。

このほか、例えば消費者向け製品に重大製品事故が発生した場合（消費生活用製品安全法第35条、第36条等参照）のように、当該事案の内容によっては当局への報告義務が課されるとともに、当局が当該事案の公表を行うことが制度化されている場合があり、そのような場合も実質的に企業不祥事について企業に公表義務が課されることとなります。

<sup>1</sup> <http://www.keidanren.or.jp/announce/2017/1204.html>

<sup>2</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO26588470W8A200C1EE8000/>

<sup>3</sup> 東京証券取引所 会社情報適時開示ガイドブック2017年3月版401頁等参照

## 被害拡大の防止のために必要であれば公表を行うべき

次に、法令上の開示が義務づけられているとは判断できない場合、不祥事の公表を行うか否かは原則として企業経営者の経営判断に委ねられることになり、当該判断が経営者の善管注意義務に違反していないかの問題となります。企業不祥事の公表をめぐる善管注意義務の検討について、まず参考となるのは著名なダスキン事件の判決です。これは未認可添加物が混入した肉まんを販売したこと及びその隠蔽行為が発生した事案であるところ、さらに隠蔽を重ねるようなことがあれば「企業にとっては存亡の危機をもたらす結果につながる危険性がある」状況であったことが認定されました。そして、当該商品販売の終了後商品の回収可能性も乏しくなった段階で事案を把握した取締役らの対応について、「『自ら積極的に公表しない』という方針を採用し、消費者やマスコミの反応をも視野に入れた上での積極的な損害回避の方策の検討を怠った点」をもって取締役の善管注意義務違反があったと判断されました<sup>4</sup>。

このような考え方を前提に、企業不祥事の公表を行わないこと自体が顧客や最終消費者の被害の拡大に直結する場合は、直ちに不祥事の公表を行うべき場合があります。リコール隠しのように、当該不祥事が死亡事故など深刻な被害を及ぼすおそれがあるといった事情により、その公表を行わない（あるいは公表が遅れる）ことが社会の厳しい批判に晒され、企業の社会的信頼を著しく毀損するような場合がこれにあたります。この場合は、善管注意義務を問題とする以前に企業の不法行為が成立するおそれもあります。さらに、自社製品の欠陥ではなく第三者による自社製品の不正改造に起因して事故が発生した事案であっても、適時に注意喚起や製品の点検・回収を行わなかったことについて当該製造業者の経営者の刑事責任を認めた裁判例があることからすれば<sup>5</sup>、自社内で発生した不祥事だけでなく社外の第三者に起因する不祥事の公表を行わないことによって企業やその経営陣に法的責任が発生する可能性があることに注意が必要です。

## 上記以外の場合も公表を行うべきか

法令上の開示義務があるとは言えず、当該不祥事が周知されないことによって第三者の被害が拡大するような状況にもない場合は、経営者の判断における裁量の余地がより広がります。しかし、このような場合であっても、ダスキン事件の事例のように、企業が自主的に不祥事の公表を行わないことによって当該企業の社会的信頼が損なわれる場合があります。そのような事態に至った場合、当該不祥事の公表を行わないことが当該企業の経営陣の善管注意義務違反を構成する可能性がありますので、公表は必須でないと単純に割り切ることはできません。公表を行うか否かは原則として経営判断の問題であるにしても、広報戦略等の観点も踏まえてどうすれば最善のダメージコントロールができるかという非常に難しい判断を迫られることになるのです。

上記のダスキン事件の判示を踏まえると、公表の判断をする上での視点は、①当該不祥事が公になった場合の企業に対するダメージと、②当該不祥事の自主的な公表を行うことによるダメージの軽減の程度の比較衡量であると整理することが可能です。ダスキン事件で問題となったのは現在から15年以上前の不祥事でしたが、当時と比べると個人によるSNS等を通じた社会への情報発信ははるかに容易になっており、予期せず不祥事が公となるリスクは高くなっていますので、不祥事が最後まで社会に知られないで済む可能性に「賭ける」判断はより正当化しにくくなってきています。そうすると、自主的に不祥事の公表を行わなければ予期しない形で公になってしまうリスクが完全には避けがたいことを踏まえつつ、自主的な公表によって得られるメリットを評価するのが現実的であると言えます。ここで言う自主的な公表のメリットは、企業不祥事の公表が当該企業によって自主的に行われることに対する社会の期待の大きさと裏返しのものであり、それは当該事案の規模や性質だけでなくその時点での社会情勢によっても左右されるものであるため、常に最新の動向に目配りした判断が必要となります。コンプライアンス違反事件に対する社会の関心は近年高まる一方であることはおそらく衆目の一致するところであり、不祥事の公表に対する社会的要請も強まる傾向にあります。2016年に日本取引所自主規制法人が公表した上場会社の不祥事対応のプリンシプルにおいて改めて不祥事の迅速かつ的確な情報開示が求められていることや、冒頭で述べた品質不正事件をめぐる日本経済団体連合会の働きかけは、いずれも不祥事の自主的な公表への期待を具体化するものであり、

<sup>4</sup> 大阪高判平成18年6月9日

<sup>5</sup> 東京地判平成22年5月11日

この傾向は当面続くものと考えられます。これを踏まえて、企業不祥事の公表の判断はより一層慎重に行うべきであり、限られた時間の中でも可能な限り専門家の意見などの判断材料を収集し、取締役会等の意思決定機関において議論を尽くしたことの証左を残しておくべきです。

## 公表を決断して以降の諸問題

法律上の開示義務や被害拡大防止のための公表の必要性が認められない場合に、どのようなタイミングで公表を行うべきかも非常に悩ましい問題です。具体的には、①公表の前にどの程度事実関係を解明しておくべきか、②関係する顧客や取引先への連絡・説明と公表の先後はどうするべきか、③原因分析や再発防止策の決定と公表の先後はどうするべきか、④公表前に所轄官庁への相談を行うべきか、といった点です。前述の企業不祥事の公表に対する社会的要請の高まりや、予期せず不祥事が公となるリスク、重大な不祥事の場合にインサイダー取引が発生する可能性等を考えれば、一般的により早期の公表が望ましいと言えますが、できることならば公表前に①主要な事実関係を解明し、②影響を受ける顧客への説明を済ませ、③考えうる原因を整理し、④所轄官庁の意向も確認しておいた方が公表やそれ以後の対応が行いやすいという逆方向の要請があるのです。①や②を進めること自体が不祥事を報道機関に察知される可能性を高めることとなりますので、察知された場合にはその時点で（暫定的な）公表を行う体制を整えた上で可能な限り迅速に①から④までを進めていくのが現実的な対処です。

公表を行う方法も、（任意の）適時開示、企業のウェブサイトにおける開示、取引先等への通知文の送付、新聞広告など様々なものがあり得ます。これは、法的義務の有無のほか、損害を被る可能性のある第三者の情報を企業が既に把握しているか、企業として世間に広く積極的に伝えたいメッセージの有無、などを総合的に勘案して決めることとなります。また、未公表の企業不祥事についてインサイダー取引を防ぐためには適時開示など法令の要件を満たす方法での公表が必要であり、適時開示の遅れはインサイダー取引の原因を作ったという批判を受けかねません。そして、記者会見の要否についても、食品への異物混入事件について記者会見を積極的に開かない企業の姿勢が安全軽視と受け取られてしまうなど、状況に応じた判断ができなければ批判を浴びることとなります。公表の内容についても、法的義務に基づく開示や適時開示の場合を除けば様式についてルールがあるわけではありませんが、近年はより充実した開示の要請が高まる傾向にあります。

このように企業不祥事の公表には判断が難しい問題が多く、可能であれば具体的な事案が発生する前に企業としてのある程度の公表に係る指針を定めておき、かつ定期的に見直していくことが望ましいと言えます。

[執筆者]



眞武 慶彦（弁護士・カウンセラー）

yoshihiko\_mataka@noandt.com

危機管理、不祥事対応、海外争訟、コーポレートガバナンスを中心としつつ、NY オフィスでの勤務経験を活かした幅広い法務分野のアドバイスを提供している。カルテル等の国際的な危機管理案件及び紛争案件など、特に北米を中心としたクロスボーダー法務全般について豊富な経験を有している。

2003年 東京大学法学部卒業。2010年 Columbia Law School にて LL.M. を取得。

2010年～2013年 当事務所ニューヨーク・オフィス勤務。第一東京弁護士会所属。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]

**小林 英明** パートナー

hideaki\_kobayashi@noandt.com

**埜 尚義** パートナー

takayoshi\_tao@noandt.com

**塩崎 彰久** パートナー

akihisa\_shiozaki@noandt.com

## 長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、400名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

### 社内調査ワークショップのご案内

当事務所の危機管理・不祥事対応チームでは、法務・総務担当者の皆様を対象に効果的に社内調査を実施するための基本的なノウハウをお伝えするための、参加型の出張ワークショップを行っています。

### 役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせて頂いています。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者または本メールへのご返信にてお問い合わせください。

企業不祥事・コンプライアンスニュースレターの配信登録を希望される場合には、  
<<http://www.noandt.com/publications/newsletter/index.html>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[newsletter-compliance@noandt.com](mailto:newsletter-compliance@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。